

大阪市告示第482号

大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例（昭和63年大阪市条例31号）第7条第1項の規定に基づき、令和8年6月1日より次の駅周辺の自転車放置禁止区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年4月1日

大阪市長 横山英幸

駅名	放置禁止区域
城北公園通駅	別図1のとおり
JR野江駅	別図2のとおり

(建設局総務部管理課)